

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 市街地の現状分析

大分市の中心市街地は、江戸時代に建設された府内城とその城下町を原形として明治の近代化による幹線道路や鉄道が整備、戦後の戦災復興土地区画整理事業により現在の幹線道路や公園などが整備されてきた。

また平成 12 年に策定した「大分市中心市街地活性化基本計画」では、交通規制を伴ったコミュニティゾーン道路整備やバリアフリー化を含む歩行者空間整備事業と一体的に良好な街並み形成に向けた電線類地中化事業などを進めてきたところである。

駅南地区では、国・県・市の三位一体となった「大分駅周辺総合整備事業」（大分駅付近連続立体交差事業・大分駅南土地区画整理事業・庄の原佐野線等関連街路事業）の推進を図り、平成 26 年の完成を目標に県都大分にふさわしいスケールの大きな都市空間とうるおいのある都市環境を創出するために事業を積極的に推進しているところである。

(2) 市街地の整備改善の必要性

大分駅周辺総合整備事業により JR 大分駅を中心市街地とした南北市街地の一体化を図るとともに、歴史的、文化的中枢を担ってきた駅北地区と、新しい都心の形成が進む駅南地区の役割分担と相互連携による南北一体的な新しい都心の形成を図るためには、大分駅周辺総合整備事業の着実な進捗と併せて、駅北側の既成市街地の商業機能の魅力向上と中心市街地のシンボルロードである中央通りの歩行者優先空間へ再構築を柱として、さらなる中心市街地の活性化を図る必要がある。

(3) フォローアップについて

毎年年度当初に前年度に実施した事業の実績調査などを行ない、庁内組織での進捗チェック、中心市街地活性化協議会での報告などを踏まえ、関係機関との調整を行なった上で、状況の変化に応じて事業などの改善等が必要であればその対応を行なう。

庁内フォローアップ体制：中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会

庁外フォローアップ体制：大分市中心市街地活性化協議会の専門部会

[2] 具体的事業の内容


(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし



(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

No. 事業名 ○内容 ●実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
<p>2. 末広東大道線 街路事業</p> <p>○大分駅南土地 区画整理事業の 事業効果を最大 限に活かすた め、区画整理区 域の周辺道路を 整備</p> <p>●平成 19 年度 ～平成 24 年度</p>	大分市	<p>人を中心とした安心・安全 空間の創出のため、南北市 街地の一体化のための街路 事業に併せて、広幅員の歩 道の設置（都心魅力回廊） と電線類の地中化とを併せ て行う事業であり、中心市 街地の活性化に必要であ る。</p>	<p>社会資本整備 総合交付金（都 市再生整備計 画）</p> <p>平成 21 年度 ～平成 24 年度</p>	
<p>5. シンボルロー ド整備事業（土 地区画整理事 業）</p> <p>○大分駅南土地 区画整理事業に より整備される 幅員 100m の道 路について整備 を行う</p> <p>●平成 8 年度 ～平成 26 年度</p>	大分市	<p>幅員 100m のうち、70m 以上 を歩道（緑地）空間とする 事業であり、ひと中心の安 心・安全空間を創出し、魅 力・憩い空間の創出を目的 とし、中心市街地の活性化 に必要である。</p>	<p>社会資本整備 総合交付金（都 市再生整備計 画）</p> <p>平成 21 年度 ～平成 24 年度</p>	
シンボルロードイメージ				
				
<p>8. 小鹿児童公園 リニューアル事 業</p> <p>○都市計画道路 末広東大道線と あわせて小鹿公 園の再整備を行 う。</p> <p>●平成 23 年度 ～平成 24 年度</p>	大分市	<p>都心魅力回廊沿いであり、 人（歩行者）の回遊性向上 に資する交流空間整備のた めの公園整備（憩い空間） を行ない、商業機能と連携 した都市機能の魅力創出を 目指すため、中心市街地の 活性化に必要である。</p>	<p>社会資本整備 総合交付金（都 市再生整備計 画）</p> <p>平成 23 年度 ～平成 24 年度</p>	

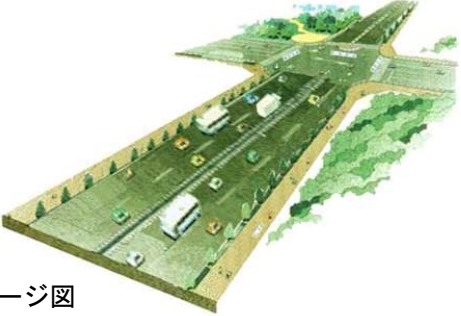
<p>9. 中心市街地駐輪場整備事業（駐輪場設置） ○中心部の駐輪場を整備。 ●平成 21 年度～</p>	<p>大分市及び民間</p>	<p>人を中心とした安心・安全空間の確保のため、その障害の一因となる放置自転車の一掃を目的とした駐輪場の整備を行い、全面的歩行者優先空間の再構築を目指すため、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 平成 21 年度～平成 24 年度</p>	<p>自転車等駐車場整備計画策定中につき、官民の役割分担調整中</p>
	<p>大分駅前駐輪場</p>		<p>若草公園地下駐輪場</p>	
<p>10. 高架下駐輪場整備事業（駐輪場設置） ○駅の高架に併せて、高架下の駐輪場の整備を行う。 ●平成 22 年度～平成 24 年度</p>	<p>大分市</p>	<p>人を中心とした安心・安全空間の確保のため、連続立体交差事業により生み出された高架下の空間を利用して駐輪場の整備を行い、全面的歩行者優先空間の再構築を目指すため、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 平成 22 年度～平成 24 年度</p>	
<p>12. 県庁前古国府線再整備事業 ○中央通りの自動車交通処理等のため、道路空間の再整備を行う。 ●平成 20 年度～平成 24 年度</p>	<p>大分市</p>	<p>中央通り（幅員 36m）の再整備に伴う一般自動車交通処理能力をバイパス的に補完し、南北の通過交通を円滑にするための道路整備である。人を中心とした安心・安全・快適な歩行者優先空間の再整備を図るため、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 平成 22 年度～平成 24 年度</p>	

<p>15. ポケットパークの整備事業</p> <p>○5箇所ポケットパークの整備</p> <p>●平成21年度～平成25年度</p>	<p>大分市</p>	<p>大分駅南土地区画整理事業区域内における5箇所のポケットパークを整備し、魅力あるまちなみの整備を図るための事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p> <p style="text-align: center;">ひしのみ ポケットパーク</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>平成21年度～平成25年度</p>	
---	------------	---	---	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

<p>No. 事業名</p> <p>○内容</p> <p>●実施時期</p>	<p>実施主体</p>	<p>目標達成のための位置付け及び必要性</p>	<p>支援措置の内容及び実施時期</p>	<p>その他の事項</p>
<p>1. 大分駅南土地区画整理事業</p> <p>○公共施設整備や都市型住宅地の整備を行い、中心市街地にふさわしい地区を創出する。</p> <p>●平成8年度～平成26年度</p>	<p>大分市</p>	<p>中心市街地において、南北市街地の一体化を図り、質の高い良好な市街地環境の整備と高次都市施設を有する施設群を配置するとともに、都心居住の推進を図るために必要な事業である。</p> <p style="text-align: center;">  現在の駅南の様子 </p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））</p> <p>平成7年度～平成25年度</p> <p style="text-align: center;">  </p>	
<p>2. 末広東大道線街路事業</p> <p>○大分駅南土地区画整理事業の事業効果を最大限に活かすため、区画整理区域の周辺道路を整備</p> <p>●平成19年度～平成24年度</p>	<p>大分市</p>	<p>人を中心とした安心・安全空間の創出のため、南北市街地の一体化のための街路事業に併せて、広幅員の歩道の設置（都心魅力回廊）と電線類の地中化とを併せて行う事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>平成19年度～平成20年度</p>	<p>再掲</p>



<p>3. 市道府内1号線電線共同溝整備事業 ○府内1号線電線共同溝及び歩道整備 ●平成18年度～平成21年度</p>	<p>大分市</p>	<p>歩道の設置と電線類の地中化とを併せて実施し、人を中心とした安心・安全空間の創出を目的とした事業であり、中心市街地の活性化のために必要である。</p>	<p>道路事業 平成18年度～平成21年度</p>	<p>市道府内1号線</p> 
<p>4. 市道中央3号線電線共同溝整備事業 ○若草通り商店街の電線類の地中化 ●平成18年度～平成21年度</p>	<p>大分市</p>	<p>電線類の地中化を実施し、人を中心とした安心・安全空間の創出を目的とした事業であり、中心市街地の活性化のために必要である。</p> <p>若草通り商店街→</p>	<p>道路事業 平成18年度～平成21年度</p>	
<p>5. シンボルロード整備事業（土地地区画整理事業） ○大分駅南土地地区画整理事業により整備される幅員100mの道路について整備を行う ●平成8年度～平成26年度</p>	<p>大分市</p>	<p>幅員100mのうち、70m以上を歩道（緑地）空間とする事業であり、ひと中心の安心・安全空間を創出し、魅力・憩い空間の創出を目的とし、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（区画）） 平成7年度～平成25年度</p>	<p>再掲</p> <p>シンボルロードイメージ</p> 

<p>6. 庄の原佐野線電線類地中化事業（土地区画整理事業） ○庄の原佐野線の大分駅南土地区画整理事業区域内について電線類の地中化を行う。 ●平成17年度～平成26年度</p>	<p>大分市</p>	<p>景観・バリアフリー・防災の観点から、ひと中心の安心・安全・快適な歩行者優先空間の創出を行ない、商業機能と連携した多様な都市空間の魅力を創出する上で、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（区画）） 平成7年度～平成25年度</p>	
<p>7. 安全・快適な自転車走行ネットワーク事業（土地区画整理事業） ○大分駅南土地区画整理事業区域内において自転車の走行空間を創り、人の安全空間と自転車交通環境を確保構築する。 ●平成19年度～平成26年度</p>	<p>大分市</p>	<p>人を中心とした安心・安全空間の確保のため、「自転車が似合うまち」として自転車交通の構築を図り、ライフスタイルセンターとして中心市街地を演出する舞台の整備を目的とした事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（区画）） 平成7年度～平成25年度</p>	
<p>60. 市道中央住吉1号線電線共同溝整備事業 ○市道中央住吉1号線の電線類地中化 ●平成22年度～平成25年度</p>	<p>大分市</p>	<p>電線類の地中化を実施し、人を中心とした安心・安全空間の創出を目的とした事業であり、中心市街地の活性化のために必要である</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業） 平成22年度～平成25年度</p>	

<p>61. 市道中央住吉2号線電線共同溝整備事業 ○市道中央住吉2号線の電線類地中化 ●平成22年度～平成25年度</p>	<p>大分市</p>	<p>電線類の地中化を実施し、人を中心とした安心・安全空間の創出を目的とした事業であり、中心市街地の活性化のために必要である</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業） 平成22年度～平成25年度</p>	
---	------------	--	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

No. 事業名 ○内容 ●実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>11. 中央通りのひと優先空間の再構築事業 ○中央通りについて、人優先の歩行者空間を再整備する。 ●平成20年度～平成24年度</p>	<p>大分市</p>	<p>中央通り（幅員 36m）について、人を中心とした安心・安全・快適な歩行者優先空間の再整備を図り、中心市街地の人の東西交流の円滑化や中心市街地を楽しく安全に回遊できる魅力ある空間形成を実現するため、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
	<p>現在の</p>	<p>中央通りの歩道</p>		<p>現在の中央通り</p>

<p>13. 彫刻を活かしたまちづくり ○市内中心部に現存する彫刻の移設及び新設によるまちなか魅力再生 ●平成19年度～平成24年度</p>	<p>大分市</p>	<p>ひと中心の歩行者優先空間の再構築と併せて、中心市街地に設置された彫刻の再配置及び新設を行い、魅力ある通りと歩いて楽しいまちづくりを行う。</p> 	<p>単独事業</p> <p>現在、遊歩道公園に設置されている彫刻</p> 	
<p>14. ガレリアドーム広場の改修事業 ○イベント広場としての活用を更に活発化させるため、ドーム広場空間の再生 ●平成21年度～平成24年度</p>	<p>大分市</p>	<p>中央通りに面したイベント空間の有効活用として、商業機能と連携した多様な都市機能の魅力・賑わい空間再生のため、中心市街地の活性化に必要である。</p>  <p>ガレリアドーム広場の帆船</p>	<p>単独事業</p>	
<p>16. 人にやさしいトイレ等設置事業 ○中央通りの再編に伴い、道路空間と一体となったトイレの設置 ●平成22年度～平成24年度</p>		<p>中央通りのひと優先空間の再構築事業にあわせて、休憩所や授乳室を兼ね備えたトイレを新設し、まちの魅力向上と人にやさしい空間形成を行う。</p> 	<p>単独事業</p>  	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地には大分文化会館、アートプラザ、市民図書館といった教育文化施設、第2次救急医療指定病院である中村病院、周辺の大分赤十字病院などの総合病院や100を超える医療施設が立地するほか、県庁・市役所・中央警察署・中央郵便局・大分税務署といった官公庁施設が立地している。

そのなかで、本市の社会福祉センター（碩田町）については、大分駅南土地区画整理事業区域内へ「大分市総合社会福祉保健センター」として平成24年に移転する予定である。またその施設整備と併せて、文化・情報・教育・産業・健康・福祉など多様な機能が複合的に集積した「複合文化交流施設」を整備する。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

市民が集い、学び、憩い、賑わい、交流する場として、また次世代の新しい大分を築く、人と文化と産業を育み、創造し、発信する基点となり、商業機能と連携した都市機能の核としての「複合文化交流施設」や「総合社会福祉保健センター」の整備を今回の中心市街地活性化基本計画における「都市福利施設の整備」として位置づけるものとする。

【記載事業】

- ・複合文化交流施設整備事業（総合社会福祉保健センターを含む）
（現在導入機能や整備手法等について調整中）

(3) フォローアップについて

事業の進捗調査を年度当初に前年度に実施した事業の実績調査等を行ない、状況の変化に応じて改善などが必要であれば対応を行なう。

□フォローアップ体制

にぎわい創出・複合文化交流施設建設特別委員会（市議会）にて進捗状況等の報告・協議などを行ない、関係機関との調整を行なった上で、状況の変化に応じて事業などの改善等が必要であればその対応を行なう。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

No. 事業名 ○内容 ●実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項																																						
17. 複合文化交流施設整備事業 (屋上公園、防災倉庫、市民ホール・会議室、児童センター、総合社会福祉保健センター、市民図書館、産業活性化を図る知的拠点) ○都心における新都心拠点づくり ●平成 18 年度～平成 24 年度	大分市	中心市街地の複合文化交流施設として、子どもや高齢者を含めた多くの人や、市民、団体、企業、大学等が活用するさまざまな交流の場となり、厚みのある地域コミュニティの力を醸成する施設である。その活発な交流を通して、豊かな大分市の自然と文化と歴史を継承し、未来を担う人と文化と産業を育み、発信する場となり、豊かな心が支える地域社会が持続する拠点となるための施設整備であり、中心市街地の活性化に必要である。	社会資本整備 総合交付金(都市再生整備計画) 平成 24 年度																																							
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">公共機能一覧表</th> </tr> <tr> <th>機能</th> <th>NO</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">文化</td> <td>1</td> <td>(仮称)市民ホール</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(仮称)市民図書館・情報プラザ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育・情報</td> <td>3</td> <td>サテライトキャンパス</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(仮称)まちづくり情報センター</td> </tr> <tr> <td>産業</td> <td>5</td> <td>(仮称)産業活性化を図るための知的拠点</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">福祉</td> <td rowspan="8">6</td> <td>① (仮称)高齢者交流センター</td> </tr> <tr> <td>② (仮称)障がい者福祉センター</td> </tr> <tr> <td>③ (仮称)児童センター</td> </tr> <tr> <td>④ (仮称)母子福祉センター</td> </tr> <tr> <td>⑤ (仮称)健康増進センター</td> </tr> <tr> <td>⑥ (仮称)人権啓発センター</td> </tr> <tr> <td>⑦ (仮称)社会福祉協議会等団体事務室</td> </tr> <tr> <td>⑧ 福祉共有施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>保育所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他</td> <td rowspan="5">8</td> <td>全体共有施設 防災センター</td> </tr> <tr> <td>SPC事務室</td> </tr> <tr> <td>防災倉庫</td> </tr> <tr> <td>地下駐車場</td> </tr> <tr> <td>共用(エントランスホール、アトリウム、廊下、階段、エレベーター、機械室、トイレ、給湯室、荷捌き、ゴミ置場など)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(仮称)屋上公園</td> </tr> </tbody> </table>	公共機能一覧表			機能	NO	施設名	文化	1	(仮称)市民ホール	2	(仮称)市民図書館・情報プラザ	教育・情報	3	サテライトキャンパス	4	(仮称)まちづくり情報センター	産業	5	(仮称)産業活性化を図るための知的拠点	福祉	6	① (仮称)高齢者交流センター	② (仮称)障がい者福祉センター	③ (仮称)児童センター	④ (仮称)母子福祉センター	⑤ (仮称)健康増進センター	⑥ (仮称)人権啓発センター	⑦ (仮称)社会福祉協議会等団体事務室	⑧ 福祉共有施設		7	保育所	その他	8	全体共有施設 防災センター	SPC事務室	防災倉庫
公共機能一覧表																																										
機能	NO	施設名																																								
文化	1	(仮称)市民ホール																																								
	2	(仮称)市民図書館・情報プラザ																																								
教育・情報	3	サテライトキャンパス																																								
	4	(仮称)まちづくり情報センター																																								
産業	5	(仮称)産業活性化を図るための知的拠点																																								
福祉	6	① (仮称)高齢者交流センター																																								
		② (仮称)障がい者福祉センター																																								
		③ (仮称)児童センター																																								
		④ (仮称)母子福祉センター																																								
		⑤ (仮称)健康増進センター																																								
		⑥ (仮称)人権啓発センター																																								
		⑦ (仮称)社会福祉協議会等団体事務室																																								
		⑧ 福祉共有施設																																								
	7	保育所																																								
その他	8	全体共有施設 防災センター																																								
		SPC事務室																																								
		防災倉庫																																								
		地下駐車場																																								
		共用(エントランスホール、アトリウム、廊下、階段、エレベーター、機械室、トイレ、給湯室、荷捌き、ゴミ置場など)																																								
		(仮称)屋上公園																																								

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし